

清涼飲料水に関する規格基準等の比較

1 ミネラルウォーターに関する定義の比較

ミネラルウォーター類 (食品衛生法)	ナチュラルミネラルウォーター (コーデックス)	ボトルド・パッケージドウォーター (コーデックス)
水のみを原料とする清涼飲料水であり、鉱水のみのもの、二酸化炭素を注入したもの、カルシウム等を添加したもの等、清涼飲料水の原水基準のうち臭気、味、色度及び濁度に関する規定を満たすもの。	<ul style="list-style-type: none"> ミネラルや微量成分によって特徴づけられる 汚染から保護された源泉の地下から直接採水されたもの 自然の変動の範囲内で成分が一定で、湧出量や採水温度が安定している 源泉の微生物的純粋性及び化学的本質成分を保って採水されたもの 源泉のすぐ近くで衛生的に包装されたもの この規格で認められていること以外の処理をしていない 	ナチュラルミネラルウォーター以外の人々が消費するための水であり、天然あるいは意図的に加えられたミネラルや二酸化炭素は含有しても良いが、砂糖、甘味料、香料及びその他の原材料を含んではならない。

2 基準値等の比較

別紙参照

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーテックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルト・パッケージドウォーター			
1 一般細菌	微生物	100	100	病原微生物が不検出	病原微生物が不検出	100		CFU/ml
2 大腸菌群	微生物	不検出	不検出	別途	不検出	不検出	不検出	
3 かドミウム	無機物	0.01	0.01	0.003	0.003	0.01	0.003	
4 水銀	無機物	0.0005	0.0005	0.001	0.001	0.0005	0.001	
5 セレン	無機物	0.01		0.01	0.01	0.01	0.01	
6 鉛	無機物	0.05	0.1	0.01	0.01	0.05(0.01予定)	0.01	
7 バリウム	無機物	1		0.7	0.7		0.7	
8 ヒ素	無機物	0.05	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	
9 六価クロム	無機物	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
10 ジアン	無機物	0.01	0.01	0.07	0.07	0.01	0.07	
11 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	無機物	10	10	硝酸:50 亜硝酸:0.02	硝酸:50 亜硝酸:3(慢性)	10(亜硝酸:監視 項目として0.05)	硝酸:50 亜硝酸:3(慢性)	
12 フッ素	無機物	2	0.8	別途	1.5	0.8	1.5	
13 ホウ素	無機物	30(ホウ酸)		5	0.5	1(監視項目)	0.5	
14 亜鉛	無機物	5	1			1		
15 銅	無機物	1	1	1	2	1	2	
16 マンガン	無機物	2	0.3	0.5	0.5	0.05	0.5	
17 有機物等	有機物	12	10			10		
18 硫化物	無機物	0.05						
19 有機リン	有機物		0.1					
20 鉄	無機物		0.3			0.3		
21 塩素イオン	無機物		200			200		
22 カルシウム・マグネシウム 等(硬度)	無機物		300			300		
23 蒸発残留物			500			500		
24 陰イオン界面活性剤			0.5			0.2		
25 フェノール類	有機物		0.005			0.005		
26 pH値			5.8-8.6			5.8-8.6		
27 味			異常でないこと			異常でないこと		
28 臭気			異常でないこと			異常でないこと		
29 色度			5度以下			5度以下		
30 濁度			2度以下			2度以下		
31 アンチモン	無機物		0.005		0.005	0.002(監視項目)	0.005	
32 ニッケル	無機物		0.02		0.02	0.01(監視項目)	0.02	

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーテックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルト・パッケージド・ウォーター			
33 四塩化炭素	有機物				0.002	0.002	0.002	
34 1,2-ジクロロエタン	有機物				0.03	0.004	0.03	
35 1,1-ジクロロエチレン	有機物				0.03	0.02	0.03	
36 ジクロロメタン	有機物				0.02	0.02	0.02	
37 シス-1,2-ジクロロエチレン	有機物			0.05(1,2-として)	0.04(トランス-は監視項目として)	0.05(1,2-として)		
38 テトラクロロエチレン	有機物				0.04	0.01	0.04	
39 1,1,2-トリクロロエタン	有機物					0.006		
40 トリクロロエチレン	有機物				0.07	0.03	0.07	
41 ベンゼン	有機物				0.01	0.01	0.01	
42 クロロホルム	消毒副生成物				0.2	0.06	0.2	
43 ジブロモクロロメタン	消毒副生成物				0.1	0.1	0.1	
44 ブロモジクロロメタン	消毒副生成物				0.06	0.03	0.06	
45 ブロモホルム	消毒副生成物				0.1	0.09	0.1	
46 総トリハロメタン	消毒副生成物					0.1		
47 1,3-ジクロロプロベン	農薬				0.02	0.002	0.02	
48 シマシン	農薬				0.002	0.003	0.002	
49 チラウム	農薬					0.006		
50 チオヘンカルブ	農薬					0.02		
51 ナトリウム	無機物					200		
52 1,1,1-トリクロロエタン	有機物				2	0.3	2	
53 モリブデン	無機物				0.07	0.07(監視項目)	0.07	
54 ウラン	無機物				0.002	0.002(監視項目)	0.002	
55 塩化ビニル	有機物				0.005		0.005	
56 トルエン	有機物				0.7	0.6(監視項目)	0.7	
57 キシレン	有機物				0.5	0.4(監視項目)	0.5	
58 エチルベンゼン	有機物				0.3		0.3	
59 スチレン	有機物				0.02		0.02	
60 ベンゾ(a)ピレン	有機物				0.0007		0.0007	
61 モノクロロベンゼン	有機物				0.3		0.3	
62 1,2-ジクロロベンゼン	有機物				1		1	
63 1,3-ジクロロベンゼン	有機物				0.3		0.3	
64 1,4-ジクロロベンゼン	有機物				0.3	0.3(p-として監視項目)	0.3	
65 トリクロロベンゼン類 (合計値)	有機物				0.02		0.02	
66 アシビン酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物				0.08		0.08	

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーテックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルト・パッケージド・ウォーター			
67 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物				0.008	0.06(監視項目)	0.008	
68 アクリルアミド	有機物				0.0005		0.0005	
69 エピクロロヒドリン	有機物				0.0004		0.0004	
70 ヘキサクロロブチジエン	有機物				0.0006		0.0006	
71 EDTA	有機物				0.6		0.6	
72 NTA	有機物				0.2		0.2	
73 酸化トリアルスス	有機物				0.002		0.002	
74 ミクロシスチン	有機物				0.001		0.001	
75 アラクロル	農薬				0.02		0.02	
76 アルティカルブ	農薬				0.01		0.01	
77 アルトリン/ディルトリン	農薬				0.00003		0.00003	
78 アラジン	農薬				0.002		0.002	
79 ベンタリン	農薬				0.3	0.2(監視項目)	0.3	
80 カルボフラン	農薬				0.007	0.005(監視項目)	0.007	
81 クロルテン	農薬				0.0002		0.0002	
82 クロロトルエン	農薬				0.03		0.03	
83 シアサン	農薬				0.0006		0.0006	
84 DDT	農薬				0.002		0.002	
85 1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン	農薬				0.001		0.001	
86 1,2-ジプロモエタン	農薬				0.0004		0.0004	
87 2,4-D	農薬				0.03	0.03(監視項目)	0.03	
88 1,2-ジクロロプロパン	農薬				0.04	0.06(監視項目)	0.04	
89 ジクワット	農薬				0.01		0.01	
90 ヘプタクロル・ヘプタクロルエボキシド	農薬				0.00003		0.00003	
91 ヘキサクロロベンゼン	農薬				0.001		0.001	
92 イソブロチオラン	農薬				0.009		0.009	
93 リテン	農薬				0.002		0.002	
94 MC暫定A	農薬				0.002		0.002	
95 オキシクロル	農薬				0.02		0.02	
96 オトラクロル	農薬				0.01		0.01	
97 モリネット	農薬				0.006		0.006	
98 ベンテイメタリン	農薬				0.02		0.02	
99 ベンタクロロフェノール	農薬				0.009		0.009	
100 ベルメスリン	農薬				0.02		0.02	
101 ブメハニル	農薬				0.02		0.02	
102 ピリテート	農薬				0.1		0.1	
103 トリフルラリン	農薬				0.02		0.02	

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーテックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ボトルト・パッケージ・ウォーター			
104 2,4-DB	農業				0.09		0.09	
105 ジクロロプロップ	農業				0.1		0.1	
106 フェノプロップ	農業				0.009		0.009	
107 エプロップ	農業				0.01		0.01	
108 2,4,5-T	農業				0.009		0.009	
109 TBA	農業				0.007		0.007	
110 モノジ-トリクロラミン	消毒剤				3		3	
111 塩素	消毒剤				5		5	
112 吳素酸	消毒剤				0.025		0.025	
113 亜塩素酸	消毒剤				0.2	0.6(監視項目)	0.2	二酸化塩素
114 2,4,6-トリクロロフェノール	消毒副生成物				0.2		0.2	
115 ホルムアルデヒド	消毒副生成物				0.9	0.08(監視項目)	0.9	
116 ブロモホルム	消毒副生成物				0.1		0.1	
117 ジクロロ酢酸	消毒副生成物				0.05	0.02(監視項目)	0.05	
118 トリクロロ酢酸	消毒副生成物				0.1	0.3(監視項目)	0.1	
119 抱水クロール	消毒副生成物				0.01	0.03(監視項目)	0.01	
120 ジクロロアセトニトリル	消毒副生成物				0.09	0.08(監視項目)	0.09	
121 ジブロモアセトニトリル	消毒副生成物				0.1		0.1	
122 トリクロロアセトニトリル	消毒副生成物				0.001		0.001	
123 塩化シアン(シアンとして)	消毒副生成物				0.07		0.07	
124 全アルファ放射能	放射性物質				0.1		0.1	Bq/L
125 全ベータ放射能	放射性物質				1		1	Bq/L

126 イソキサチオൺ	農業					0.008(監視項目)		
127 ダイアジノン	農業					0.005(監視項目)		
128 フェニトロチオൺ	農業					0.003(監視項目)		
129 イソプロチオラン	農業					0.04(監視項目)		
130 クロロタロニル	農業					0.05(監視項目)		
131 ブロビサミド	農業					0.05(監視項目)		
132 ジクロルホス	農業					0.008(監視項目)		
133 フェノカルブ	農業					0.03(監視項目)		
134 クロルニトロフェン	農業					0.005(監視項目)		
135 イプロヘンホス	農業					0.008(監視項目)		
136 EPN	農業					0.006(監視項目)		
137 トリクロビル	農業					0.006(監視項目)		

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーテックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ホ・トルト・パッケージド・ウォーター			
138 2,3,7,8-TCDD(ダイ オキシン)						1pgTEQ/L(監視 項目)		